

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 施設監査

施設名：学校

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[学校]</p> <p>(1) 物品の管理状況について</p> <p>ア 劇物の薬品の管理が適正に行われていないもの（南大分中学校） 教育長が各学校長にあてた「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について（通知）」（以下「教育長通知」という。）では、毒物及び劇物は、施錠設備のある専用の保管庫に保管することとなっている。 しかしながら、劇物に指定されているアンモニア水が施錠設備のない冷蔵庫に保管されていた。 今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 薬品使用簿が作成されていないもの（城南中学校） 教育長通知では、保管する薬品について、薬品使用簿を作成し適正な管理をすることとされている。 しかしながら、一部の薬品について、薬品使用簿が作成されておらず、適正な管理が行われていなかった。 今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 刃物類の保管が適正に行われていないもの（荏隈小学校、明治北小学校、高田小学校、寒田小学校、南大分中学校、城南中学校、植田東中学校、植田西中学校、賀来中学校） 教育長通知では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称、数を表示することとされている。 しかしながら、刃物類等危険性のある物品である裁ちバサミや切り出しナイフ等について、個々に番号が付けられていないものや、数の表示が正確</p>	<p>(1)</p> <p>ア 該当校には、アンモニア水の冷蔵庫での保管については、劇物であることから施錠設備のある保管庫に保管するよう指導いたしました。 併せて各学校に、上記の内容を含めて、毒物及び劇物等の適正な管理等に関して、再度通知いたしました。 今後は適正な管理に努めます。</p> <p>イ 該当校には、薬品使用簿が作成されていない一部の薬品について薬品使用簿を作成するよう指導いたしました。 併せて各学校に、上記の内容を含めて、毒物及び劇物等の適正な管理等に関して、再度通知いたしました。 今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>ウ 該当校には、裁ちバサミや切り出しナイフ等について 個々に番号を付け、数を正確に表示するよう指導いたしました。 併せて各学校に、上記の内容を含めて、刃物類等危険性のある物品の管理等に関して、再度通知いたしました。 今後は適正な管理に努めます。</p>	

でないものが散見された。

今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの（森岡小学校、賀来小学校、南大分中学校、賀来中学校）

警備業務用機械装置のセット漏れが散見されたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今後は、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。

イ 使用許可事務が適切でなかったもの（森岡小学校、賀来小学校）

大分市学校施設管理規則の規定では、学校長が、学校施設の使用を許可できる場合は、学校教育に支障がなく、大分市学校体育館等使用料条例に基づき定められた減免基準に該当する場合に限られる。

しかしながら、減免基準に該当しない団体に対して、学校長が体育館等の使用を許可していたが、減免基準に該当しない場合は、施設の使用について、学校長が承認し、教育委員会において、使用料を徴収又は減免を行い、使用許可をする必要がある。

今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。

(2)

ア 警備業務用機械装置のセット漏れがあった学校については、学校長の面談を行い、セット漏れが生じた原因や今後の対応策について学校長より説明を求め、口頭にて注意喚起を行い、校長や教頭といった管理職員のみならず、教職員全員に退勤する際は警備業務用機械装置のセットを行わせるよう指導いたしました。

今後は、適正な管理運営に努めます。

イ 指摘を受けた団体については、教育委員会にて、利用団体に確認を行い、減免団体に該当しないことを確認し、使用料を追徴しました。

また、校（園）長会において、学校施設等の適正な管理運営に関して通知いたしました。

今後は、適正な管理運営に努めます。

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 施設監査

施設名：幼稚園・保育所

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>【幼稚園・保育所】 (1)施設の管理状況について(南大分幼稚園、新春日町保育所、金池保育所)</p> <p>ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの</p> <p>警備業務用機械装置のセット漏れが散見されたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今後は、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。</p>	<p>指摘のあった施設を含む、すべての市立幼稚園及び市立保育所の施設長に対し、確実な機械装置のセット及び解除について指導し、危機管理意識の徹底を図りました。</p>	